○国土交通省告示第千百七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十六年十二月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ベラクルス事務所の新設

(一)　事業所の名称及び所在地

名称	所在地
VERACRUZ OFFICE（ベラクルス事務所）	Reyes Catolicos No.231 Int. 301 Fracc. Las Americas, C.P. 94299 Boca del Rio, Veracruz, UNITED MEXICAN STATES

(二)　変更年月日　平成二十六年十一月一日

○国土交通省告示第千百七十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十六年十二月八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4739号	船外機（小型船舶用）	３ＡＣ	ヤマハツマリーン株式会社	ギヤの減速比を変更
第4740号	〃	３ＡＤ	〃	〃

○国土交通省告示第千百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―511号	Ｂ級仕切り天井張り（ＢＯ級）	Ｃ―605	SUNG MI CO., LTD.	67-4, Seobu-ro 1403beon-gil, Juchon-myeon, Gimhae-si, Gyeongsangnam-do, Republic of Korea
第Ｆ―512号	Ｂ級仕切り天井張り（Ｂ15級）	Ｃ―606	〃	〃

○国土交通省告示第千百八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年十二月八日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月二十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―522号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	ＡＡＭ　№8260　マリライトＶＬ（床用）	株式会社エーアンドエーマテリアル	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央二丁目５番５号
第Ｆ―523号	表面仕上材（上張り材）	ＡＡＭ　№8260　マリライトＶＬ	〃	〃

国会事項

衆議院

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程は、十二月十八日次のとおり決定した。

衆議院事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

衆議院事務局事務分掌規程（昭和二十三年庁訓第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十七項に次の一号を加える。

二　消費者問題に関する特別委員会の所管に属する事項に関する予備的調査及び調査の事務

その他これらの調査の事務に付随する事務に関する事項

第十一条第十九項第二号を削る。

附　則

この規程は、平成二十七年一月一日から施行する。

人事異動

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　秋山　仁美

法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てる

（東京高等検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長）同　佐藤　隆文

法務総合研究所教官・法務総合研究所研修第一部長に充てることを解く（以上十二月十日）

官庁報告

文教

日本学士院新会員の選定について

日本学士院は、平成26年12月12日開催の第1084回総会において、日本学士院法第３条の規定により、下記の11名を日本学士院会員に選定した。

平成26年12月22日

日本学士院長　杉村　　隆

記

第１部第１分科	文学博士	間野　英二
同	文学博士	田代　和生
第２分科	法学博士	村松　岐夫
同	博士（法学）	江頭憲治郎
第３分科	経済学博士	斎藤　修
第２部第４分科	理学博士	和田英太郎
同	工学博士	巽　和行
第５分科	工学博士	赤﨑　勇
同	工学博士	吉川　弘之
同	工学博士	長尾　真
第７分科	医学博士	審良　静男

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

東北運輸局最低賃金公示第３号

東北地方交通審議会から東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第２号）、東北海上旅客運送業最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第３号）、東北漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第４号）並びに東北漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年東北運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に東北運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号983―8537宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地」あて提出されたい。

平成26年12月22日

東北運輸局長　永松　健次

東北地方交通審議会の意見（要旨）

１．東北内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員「241,400円」を「242,400円」に、ただし書の職員「224,950円」を「225,950円」に、部員「182,100円」を「183,200円」に、ただし書